

令和2年度から代理受領制度の利用が可能となりました。

代理受領制度とは

補助金額の確定後に申請者（建物所有者等）が契約金額から補助金を差し引いた額を、代理受領を受けた者（工事施工者等）へ支払い、補助金を建物所有者に代わって代理受領の委任を受けた者が請求及び受領する制度です。

※ 代理受領のメリットとして、申請者（建物所有者等）は、契約金額から補助金を差し引いた金額を準備すればよく、契約金額の全額を準備する必要がなくなるため、建物所有者の経済的負担を軽減することができます。

（工事費 150 万円、補助金 116 万 6 千円の場合）

通常

代理受領

